



助成に関する Q&A

	Q (質問)	A (回答)
1	助成してもらえる回数は、何回ですか。	1人1回限りです。
2	脱毛症など、がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 がん患者医療用補正具助成事業であるため、がんの治療（化学療法や放射線治療）の副作用による脱毛に限ります。
3	申請の期限はありますか。	はい。あります。 医療用ウィッグを購入した日から6か月以内です。
4	部分用ウィッグや毛髪付き帽子は助成対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 全頭用の医療ウィッグのみが助成対象となります。
5	子どもも対象になりますか。	はい。対象になります。 18歳未満の方は、保護者を申請者としてください。
6	購入に要した送料や手数料は対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 対象になるのは、医療用ウィッグ本体、ウィッグ装着時に必要なネット、ウィッグスタンド（消費税を含む）のみです。
7	申請に必要な書類で、がん治療受診証明書とありますが、料金はかかりますか。	はい。かかります。 医療機関によって料金は違います。 ※「がん治療受診証明書またはがん治療を受けていることを証明する書類」となっているため、がん治療受診証明書は必須ではありません。
8	がん治療を受けていることを証明する書類とは、具体的にどのようなものですか。	治療内容（化学療法や放射線治療など）が記載されている診断書、治療方針計画書、診療明細書などです。保険会社に提出した際に使った診断書の写しでもかまいません。 なお、脱毛を伴うがん治療を受けていることがわかる書類となります。
9	インターネットで購入しようと思っているのですが、助成対象ですか。	はい。対象になります。 ただし、対象者の氏名、品名、金額、購入日が記載された領収書が必要です。
10	振込口座は誰のでもいいですか。	いいえ。基本は本人の口座となります。 ただし、対象者が未成年の場合、保護者の方の口座となります。
11	現在国保加入者ですが、購入時は社会保険に加入していました。申請はできますか。	はい。できます。 申請日において、国民健康保険に加入している方であれば申請できます。
12	医療用ウィッグは、医療費控除の対象ですか。	いいえ。対象ではありません。